

部局名	子ども部	所属名	元気子ども課	所属長名	矢部 和子	電 話	483-1151 内線2260
-----	------	-----	--------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3164		事務事業名称	児童手当給付事業					短縮コード	経常	3164	臨時	
予算区分	会計	01	一般会計	款	03	民生費	項	02	児童福祉費	目	02	児童措置費	
区 分	☐ 自治事務 ☒ 法定受託事務			根拠法令等		児童手当法 児童手当の一部を改正する法律							
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
○昭和46年「児童手当法」制定 ※平成24年「児童手当法の一部を改正する法律」制定 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をにう児童の健全な育成及び資質の向上に資する。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の施策体系	6本の柱（章）	01	第1章健康福祉都市をめざして						
○平成22年4月より子ども手当法が施行され、児童手当は平成22年4月分から平成23年3月分までは支給しないこととなった。 ○平成22年4月より開始した子ども手当は、平成23年9月までの延長が決定しているが、平成23年10月以降の制度については、国において検討しており、児童手当に戻る可能性がある。 ○平成24年4月に「児童手当法の一部を改正する法律」が施行され、平成24年4月分から児童手当が支給されることとなった。内容については、従前の児童手当と比較すると、支給対象が中学校3年生まで拡大され、支給額についても、年齢区分ごとに5,000円増額され、中学生は、1万円となった。また、所得制限の限度額についても引き上げされた。					大項目（節）	02	第2節社会福祉						
					中 項 目	01	1. 児童福祉						
					小 項 目	02	(2)児童の健全育成の推進						
					細 項 目	02	②経済的基盤の支援						
				実施計画の計画事業									
計画事業の位置付けの有無			☐	計画事業期間		～			計画事業費		千円		

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	出生から12歳到達後の3月31日までの児童を養育している保護者 ※平成24年度からは、中学校3年生までの児童を養育している保護者							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成23年度に実際に行ったこと： 平成22年3月までの児童手当について、支払保留等の必要書類の提出がなかったため、手当の支給はなかった。							
	※平成24年度に計画していること： 手当制度は、平成24年4月に子ども手当から児童手当に変更となった。これに伴い、請求書を元気子ども課又は支所にて受理し、審査のうえ児童手当を支給する。							
意図 （何を狙っているのか）	児童を養育している保護者に対し手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。							
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外							
区 分				単位	22年度	23年度		24年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	対象児童数	人	25,501	0	0	29,000	
	指標2							
	指標3							
活動指標	指標1	パンフレットの配布数	件	0	0	0	18,000	
	指標2							
	指標3							
成果指標	指標1	児童手当申請者(受理)数（児童数）	件	0	0	0	29,000	
	指標2	児童手当受給者数（児童数）	人	20,421	0	0	29,000	
	指標3	対象児童に対する受給者数の割合	%	80	0	0	100	
上位成果指標	指標1							
	指標2							
	指標3							

コード	3164	事務事業名称	児童手当給付事業				所属名	元気子ども課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			手当制度は、平成24年4月より児童手当となった。児童手当については、国の制度であるため、今後の制度運営について、国の決定に従い、適正に行う。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
	☐ 廃止・休止							
☐ 事業完了								
☒ 現状のまま継続								
⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			児童手当については、国の制度であり、今後の制度運営については、国において決定するため、今後の経費・成果の方向性について判定するのは、困難である。		
			削 減	不 変	増 加			
	成 果	向 上	☐	☐	☐			
		不 変	☐	☒	☐			
		低 下	☐	☐	☐			

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
平成23年4月から手当制度は、半年ごとに制度の内容が変わっているため、市民が混乱している。今後は、わかりやすく恒久的な制度運用が求められている。									

所属長コメント	平成22年3月分を最後に子ども手当に移行したが、支給に係る時効は支払月から2年間であるため、平成24年6月までとなる。平成23年度については、手当の支給はなかった。なお、平成24年4月からは児童手当となり、従前の児童手当と比較すると、支給対象が中学校3年生まで拡大され、支給額についても年齢区分ごとに増額となる。今後も適正実施に努めて参りたい。								
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続			担当課の評価のとおり、現状のまま継続とする。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止・休止									
☐ 事業完了									
☒ 現状のまま継続									